

コロナ禍による社会危機の歴史背景を考える

2023.4.5 後藤道夫

A コロナ禍による貧困・困窮・生活困難からみえるもの

1. 困窮拡大がとまらない : 「野戦病院」状態がずっと続いている (雨宮処凛)

* リーマン期との違い 女性の多さ

食料配布での受け取り 20 ~ 30 %程度が女性 (リーマン期 数%以下)

* 「新宿ごはんプラス」 + 「もやい」

図表1

食料配布 (と相談会) 2020年4月以降は毎週 コロナ前は80人ほど。

2022年10月末から600人超えが普通 2023.3.25 : 635人

2. かつてない規模の特別現金給付 しかし、深刻な所得不足

a. 特別定額給付金 12.7兆円

b. 子育て世帯への臨時特別給付 1兆9千億円 (児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万円相当付)

低所得子育て世帯向け 臨時特別給付 2021年度、2022年度 計3800億円
(地方税均等割非課税世帯 + 児童扶養手当受給世帯 児童1人5万円)

a + b 15兆円

c. 休業への所得補償補助

1) 雇用調整助成金 (+緊急安定雇用調整助成金 (雇用保険に入っていない労働者への休業補償が支払われた場合の補助金))

2023.3.24までの累計 787万件 6.3兆円

(リーマン期 2020年度、21年度の累計で約1兆円)

2) 新たな制度による、休業者への所得補償支援

・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 (労働者から申請)

2023.3.23までの累計 521万件 3647億円

・ 小学校休業等対応助成金・支援金

2022.12.2までの累計 42万件 945億円

各種の休業所得補償支援計 6.8兆円

d. 住居確保給付金 2020年度 約13万5千件 (2019年度3972件 34倍)

リーマン・ショック後の 2010 年度 3 万 7 千件の 3.6 倍
2020.4 ~ 2022.8 累計では 23 万 9 千件、534 億円

しかし、所得不足はかつてなく深刻

- *. 福祉貸し付け（特例貸付）2020 年 3 月末～ 2022 年 9 月 335 万件 1 兆 4269 億円
（リーマン期 2009 ~ 2011 年度計で 20.5 万件、682 億円 → 16 倍、21 倍）
参考：生保費総額 2019 年度 3 兆 6488 億円

3. コロナ禍による雇用収縮の特徴と所得補償のゆがみと脆弱

- a. 今回の雇用収縮の特徴 —— 解雇・離職は多くなく、休業・時間短縮が膨大

「新型コロナウイルスと雇用・暮らしに関するNHK・JILPT共同調査」2020年11月 **図表2**

2020 年 4 月 1 日に民間労働者であった 20-64 歳のうち
同年 4 月～ 10 月に雇用状況の急変を経験したもの **約一千万人**
（解雇・雇い止め・自発的離職、7日以上休業、時間半減30日以上）

雇用収縮の中心、および、所得減の中心は非正規女性

- b. 雇用収縮への所得補償の脆弱・機能低下

- ①. 非正規の大半は雇用保険を使えず → 今回の雇用収縮に対応できない雇用保険 **図表3**

	失業給付受給初回受給者	同増加分計	失業給付総額	同増加分計	受給率	
コロナ期	2020.4 ~ 22.3	244 万人	26 万人	1 兆 7196 億円	4978 億円	18.8 %
リーマン期	2008.12 ~ 10.11	449 万人	91 万人	2 兆 5924 億円	8696 億円	31.1 %

*. 受給率 = 初回受給者数 / 資格喪失者

- ※ 世紀転換期 非正規への移行を促進するため給付を大幅に縮小 **図表4**
失業者でいられない環境拡大 → 「労働力の急迫販売」の拡大 → 労働条件悪化

- ※ 非正規短時間就業の大幅拡大 だが、雇用保険適用・給付 狭いまま **図表5**

女性労働者の勤労年齢未加入率 25 %（2020 年） 男性 14 %（同）
宿泊・飲食サービス 2019 年雇用保険 勤労年齢未加入率 男 45 %、女 68 %

——→ 失業者中の失業給付受給者割合 OECD では稀な低レベル

80 年代半ば以降 4 割、2003 年以降 2 割強、2019 年 24.6 %、2021 年 26.9 %

- ②. 休業・時間短縮への所得補償（労基法 26 条）の脆弱・機能衰退 **図表6**

☆. 不規則/短時間労働の蔓延による経営者の意識後退

☆. 「シフト制」の野放し

＜シフト制の労働契約では、シフト決定期間を除き、休業補償の義務はない＞
シフト制を悪用した、解雇規制潜脱、賃金規制潜脱も拡大傾向

(首都圏青年ユニオン『シフト制労働黒書』2021年5月)

————→ 低所得者のいっそうの困窮

図表7

c. 生活保護 リーマン期と違い、ほとんど増えず

図表8

*. 高齢者世帯と障害世帯……増加傾向 母子世帯、傷病世帯……減少傾向

「その他の世帯」 対 2019年度平均値の増加分 2020年4月～22年3月の累計
利用世帯数増加分累計 7.5万 (世帯数×月数)、扶助額の増加分累計 76億円

←→ リーマン期2年間の増加分累計 165.6万 (世帯数×月数) 1768億円

————→ 壊滅的減少！！

労働能力を想定された人びとの生活保障は行わないとする政策思想、ほぼ貫徹

←→ 現行生活保護法の一般扶助主義

労働力の有無、親族からの援助の可能性の有無、本人「努力」の有無等 と
関係なく、貧困状態そのものを救済対象とすべし

1, 2, 3 —————→

＜臨時的現金給付 or 雇い主の判断に依存する給付（雇調金） or 借金 + 経済危機回避のための事業主への支援＞ が主。 最低生活保障の発動は強く回避

B. これまでの所得保障諸制度の特質

1. ほとんどの所得保障制度は＜個々人＞の最低生活を「保障」せず、＜世帯＞を「支援」

最後の帳尻合わせの責任は、＜夫婦と子＞を標準形とする世帯・世帯主に。

労働者としての保護も長期勤続の正規男性に集中 (日本型雇用中心主義、世帯主義)

最低限度を＜保障＞しない「社会保障諸制度」—— 児童手当、老齢年金、障害年金、健康保険傷病手当、健康保険出産手当、雇用保険、失業給付、雇用保険育児休業手当、介護休業手当

例. **児童手当** —— ＜親の養育義務履行の支援＞ という位置づけ

≠ 非勤労者への基礎的生活費の保障

*. ドイツ 18 歳まで。学生/院生/訓練校生は 25 歳まで 月 204 ユーロ (2.7 万円)

老齢年金 —— 大量の低年金者と無年金者

男女受給者中 6 万円未満 30 % 8 万円未満 54 %。他に無年金 5 %

<高齢者は アルバイト・貯蓄・仕送り・年金 で暮らすはず>論の支配

実際は、年金が高齢者の収入に占める割合……高齢者全体で 8 割、後期高齢者 9 割

年金のみが収入の高齢者は、75 歳以上で 71 %

消費水準が生活保護利用の高齢者よりも低い高齢者……約 20 %

2. 最低生活を「保障」するのは、例外・特殊ケースとして強くその利用を抑制された生活保護制度のみ

a. 強い利用抑制 市場依存強化、企業依存強化の役割を負わされ続けている制度

☆. 稼働世帯排除が制度運営の「密教」的原則

☆. 異様に厳しい資産要件 大抵の国は、最低生活費の半年分 日本は半月分

☆. 親族扶養義務の拡大運用

*. 稼働世帯排除が実際上の原則となったのは 1960 年代半ば。

低所得勤労世帯に生活保護を積極的に適用する方針は 1960 年代初期

1960 年代半ば、第二次適正化によるその転換。

「労働力のある男性がいる勤労世帯は、生活保護によっても最低賃金によっても最低限生活保障をあたえられないという、日本型社会保障の基礎的特徴はこの時代に形成された」(後藤「日本型社会保障の構造——その形成と転換」吉川弘文館『日本の時代史 27 渡辺治編「高度成長と企業社会」)。

b. 他制度の非「保障」と生保利用抑制がセット・一体

——→ 社会保障全般の低水準を維持するシステム

1). 生活保護制度をダシにした社会保障抑制

<本当の困窮者は生活保護> → <利用していないなら本当に困窮していない>

例. 国保保険料 低所得からの徴収の合法 (国保旭川訴訟最高裁判決)

<恒常的に生活が困窮している状態にある者は生活保護を受給するはず。国民健康保険はそうした困窮者を想定していないから、国保保険料の減免をしないのは合法的である。>

——→ <生保以外の他の社会保障制度が困窮救済の機能をもたないのは当然>

という政策思想、政策枠組みが、日本の社会保障の根本的欠陥

※. 神奈川最賃裁判の地裁判決 <賃金が低くても生保がある>!!!

2). すべての社会領域で生じうる多様な生活困窮・困難を生活保護制度一つで独占的に救済するのは、ますます困難に。

- ・保育、教育、医療、介護等がそれぞれ普遍的に保障され、
- ・低所得者に広く居住が保障され
- ・老齢退職時、労災時、失業時、傷病/障害時、職業訓練時、育児休業・介護看護休業時などで、通常勤労時に近い水準の、少なくとも最低生活可能な所得補償がなされ、

そのうえでの最低生活可能な所得補償として公的扶助を置くことが必要。

3. 脆弱な社会保障の補完・代替物の解体縮小

a. 低水準な社会保障を補完する条件

<男性世帯主の長期雇用と高賃金 + 大多数の人口が男性世帯主に依存可能>

b. 上記条件の解体 —— 日本型雇用の解体縮小

c. 生活保護非受給 かつ 他の所得保障制度では不足する人口（谷間貧困人口）が膨大に

2018年 生保「最低生活費」未満の可処分所得世帯の人口**2500万人、20%**
低い生活費に耐え続ける膨大な谷間貧困口が存在は、社会保障水準を引き下げる。

C. 少子化を考える—— 岸田政権の少子化対策 ほとんど、子ども・子育て領域のみ——

1. 激しい人口減、勤労世代の労働力人口減

*. 20～54歳人口 2000年10月6238万人 2020年10月5400万人 20年間で13.4%減
うち、25～34歳 20年間で29.6%減

*. 20～54歳労働力人口 2000年5050万人 → 2020年4633万人 8.3%減
うち、25～34歳 2000年1508万人→2020年1143万人 24.2%減

<結婚、世帯形成の困難>

「夫婦で子育て」が40代男性、30代女性の半分
経済的バリアの上昇

図表9, 10

2. 長期大幅な賃金低下と雇用不安定化

a. 男性賃金の長期大幅下落 + 女性の異常な低賃金の持続

図表11,12

b. 労働者全体の長期大幅賃金低下

図表13

・現金給与総額 実質指数（5人以上事業所 毎勤）1997年=100 2022年 85.6
フルタイム労働者 現金給与総額 実質指数（同上） 同上 2022年 96.6
最賃上昇にもっとも影響を受けるはずのパート労働者 しかし、賃金停滞
←—— パートの労働時間大幅減（07年 94時間 22年 79.6時間）

・超低賃金のパート労働者の割合が長期大幅上昇 → 平均賃金大幅低下

「毎月勤労統計」1993年から2022年、賃金額ほぼかわらず（2020年物価で調整）。

パート労働者 平均賃金月額 10万円（プラスマイナス5千円）

フルタイム労働者 " 42.6万円（ " 1万5千円）

2022年の平均月間労働時間 80時間 vs 162時間

d. 長期賃金下落の賃金領域での構造

- ① 男性フルタイム賃金の長期下落・停滞
- ② フルタイムとパートタイムの大きな賃金格差の持続
- ③ パート割合の長期大幅上昇

この三要因の合体物。三要因の下への相乗効果の背景
強いジェンダー差別と性別役割分業

e. 2007年からの最賃引き上げで賃金が上昇したのはフルタイム女性

+ 女性の出産退職率が大幅に減少（←— 育児休業制度の整備と普及）

図表14

女性の〈賃金と時間〉の大幅改善による、短時間労働の縮小、労働市場再興へ
賃金上昇抜きでの社会保険加入拡大のみでは、社会保障給付削減の口実に

★. 権利化され、所得を補償された「休業」の極端な脆弱

日本の休業率 2～3% OECD37カ国中、27カ国が6%超、うち14カ国は10%超

スウェーデン：現役年齢女性の所定労働時間平均 36時間 実労働時間の年間を通じた就業者平均は 23時間 → 13時間は社会に認められた自分と家族の再生産／ケア

図表15